

# とよひらまちづくりパートナー制度実施要綱

平成 28 年 2 月 17 日豊平区長決裁  
最近改正 平成 30 年 3 月 30 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、多様な担い手によるまちづくりを推進することを目的に、まちづくりへの参加・協力の意思を有する事業者、団体等を「とよひらまちづくりパートナー（以下「まちづくりパートナー」という。）」として登録し、地域団体のさまざまなまちづくり活動に参加・協力してもらうために必要な事項を定める。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくりパートナー 自らが有する資源（能力、ノウハウ、人材、物資等）を活用し、地域団体及び区とともに、まちづくりを推進しようとする意思を有する事業者、団体等であって第 7 条の規定により豊平区長（以下「区長」という。）が登録したものをいう
- (2) 地域団体 町内会連合会、単位町内会、まちづくり協議会のほか豊平区内においてまちづくり活動を自発的かつ自立的に行っている又は行おうとする意欲のある団体をいう

## (基本理念)

第 3 条 まちづくりパートナー、地域団体及び区は、対等な立場に立ち、相互の理解のもと、協働してまちづくり活動を行うものとする。

## (区の役割)

第 4 条 区長は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) まちづくりパートナーへの積極的な登録を促すため、地域団体が求める参加・協力内容の具体的提示に努めること。
- (2) 広報誌、ホームページ、報道機関への情報提供等を通じ、まちづくりパートナーの活動を積極的に発信するよう努めること。
- (3) まちづくりパートナーとの積極的な協働に努め、まちづくりパートナー相互の交流促進に努めること。
- (4) まちづくりパートナー及び地域団体からの提案等を尊重し、制度の見直し、拡大等に努めること。

## (登録対象団体)

第 5 条 まちづくりパートナーとして登録できる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 豊平区ネットワーク会議に参画する事業者又は団体
- (2) 豊平区内に本社又は支社（支店）あるいは事業所等を有する事業者
- (3) 豊平区内に店舗又は事務所を有する事業者
- (4) 豊平区内に所在する教育機関
- (5) その他区長が適当と認めた団体

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は対象としない。

- (1) 政治又は宗教を目的とした団体

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体
- (3) 専ら営利又は宣伝を目的として登録しようとする団体
- (4) 虚偽の内容で登録しようとする団体
- (5) 活動の対価として金銭等（実費相当以上の金銭又は地域団体の構成員名簿等）を要求しようとする団体
- (6) その他区長が不相当と認めた団体

#### **（登録の申込）**

第6条 まちづくりパートナーの登録を希望する団体（以下「申込団体」という。）は、とよひらまちづくりパートナー登録申込書（様式1 - 1）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要（様式1 - 2）
- (2) その他区長が必要と認める書類

#### **（登録の決定）**

第7条 区長は、前条の規定により申込書が提出されたときは、第5条各号の要件に適合するか確認し、適当と認めたときは、まちづくりパートナーに登録するとともに、とよひらまちづくりパートナー登録通知書（様式2）により申込団体に通知するものとする。

2 区長は、登録することが不相当と認めたときは、直ちに申込団体に対しその旨を通知しなければならない。

#### **（登録変更の届出）**

第8条 まちづくりパートナーとして登録された団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容に変更があったときは、すみやかにとよひらまちづくりパートナー登録内容変更届出書（様式3）を提出しなければならない。なお、軽微な変更についてはこの限りでない。

#### **（登録解除の届出）**

第9条 登録団体は、第5条第1項に規定する要件を喪失したとき、又は登録の解除を希望するときは、とよひらまちづくりパートナー登録解除届出書（様式4）を提出しなければならない。

#### **（登録の一時停止）**

第10条 区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、まちづくりパートナーの登録を一時停止することができる。

- (1) 登録内容に基づく活動が1年間行われておらず、かつ区又はまちづくりセンター所長からの連絡等に対し応答がないとき。
- (2) 参加・協力の実施にあたり、地域団体から苦情等が発生し、かつ区の改善要求に応じないとき。
- (3) 登録団体の不祥事等が発生し、まちづくりパートナーの登録が不適切であると区長が認めたとき。

2 区長は、前項の規定により登録を一時停止したときは、とよひらまちづくりパートナー登録一時停止通知書（様式5）により登録団体に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により登録を一時停止したときは、ホームページ等への掲載を停止することができる。

### **(一時停止の解除)**

第11条 区長は、前条の規定により登録を一時停止した登録団体が、次の各号に該当すると認めるときは、まちづくりパートナーの登録の一時停止を解除することができる。

- (1) 前条第1項第1号に基づく登録の一時停止のときから1年以内に、登録団体から自らが有する資源を活用し、地域団体及び区とともにまちづくりを推進しようとする意思と登録内容に基づく活動を行う能力等があると改めて示されたとき。
- (2) 前条第1項第2号又は第3号に基づく登録の一時停止のときから1年以内に、苦情等の原因となった事由又は不祥事等の事由に対し、登録団体から適切な改善措置が示されたとき。

2 区長は、前項の規定により登録の一時停止を解除したときは、とよひらまちづくりパートナー登録一時停止解除通知書(様式6)により登録団体に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により登録の一時停止を解除したときは、ホームページ等への掲載を再開するものとする。

### **(登録の抹消)**

第12条 区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、まちづくりパートナーの登録を抹消することができる。

- (1) 倒産、解散等の事由により登録団体が存続していないことが判明したとき
- (2) 第5条第1項に規定する要件を喪失したにも関わらず、第9条の届出が提出されないとき
- (3) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき
- (4) 要綱の順守を怠ったとき
- (5) 第10条第1項各号の規定による登録の一時停止のときから1年以内に、第11条第1項の規定により登録の一時停止が解除されないとき
- (6) その他区長が登録の抹消を必要と認めたとき

2 区長は、前項の規定により登録を抹消したときは、とよひらまちづくりパートナー登録取消通知書(様式7)により登録団体に通知するものとする。

### **(登録情報の共有)**

第13条 区長は、第7条第1項の規定によりまちづくりパートナーを登録したときは、まちづくりセンター所長を通じ、まちづくりセンター所長が必要と認める地域団体に周知し、登録情報の共有を図るものとする。

### **(参加・協力の対象)**

第14条 まちづくりパートナーによる参加・協力の対象は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 地域団体が実施する事業
- (2) 区が主催・共催する事業

### **(地域団体による参加・協力の依頼)**

第15条 地域団体は、まちづくりパートナーの参加・協力を希望するときは、地域団体が所在する地区を所管するまちづくりセンターの所長に、まちづくりパートナーとの調整を依頼するものとする。

2 まちづくりセンター所長は、前項の規定による依頼があったときは、地域団体が希望する参加・協力内容、日時、場所等必要事項を確認し、まちづくりパートナーと参

加・協力にかかる調整を行うものとする。

3 まちづくりセンター所長は、地域団体が希望する参加・協力内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、まちづくりパートナーと参加・協力にかかる調整を行うことはできない。

- (1) 政治又は宗教を目的とした活動
- (2) 専ら営利を目的とした活動
- (3) 専ら団体内の特定個人の利益を目的とした活動
- (4) その他地域における公共性を著しく欠く活動

4 地域団体は、第2項の規定によりまちづくりパートナーの参加・協力が可能となったときは、まちづくりセンター所長を通じ、口頭又はとよひらまちづくりパートナー参加・協力依頼書（様式8）によりまちづくりパートナーに依頼するものとする。

#### **（区による参加・協力の依頼）**

第16条 第14条第2号に該当する事業にかかるまちづくりパートナーの参加・協力の調整及び依頼は、当該事業を所管する課の長が行う。

#### **（参加・協力の実施）**

第17条 前2条の規定により、まちづくりパートナーが地域団体の事業又は区主催事業に参加・協力するときは、地域団体、区主催事業所管課、まちづくりパートナーそれぞれの責任のもと事業を実施すること。

#### **（まちづくりパートナーの禁止行為）**

第18条 まちづくりパートナーは、参加・協力の実施にあたり、次の各号に該当する活動を行ってはならない。

- (1) 政治又は宗教を目的とした活動
- (2) 専ら営利又は宣伝を目的とした活動
- (3) 参加・協力の対価（実費相当以上の金銭又は地域団体の構成員名簿等）を要求することを目的とした活動
- (4) 団体への勧誘を目的とした活動
- (5) 第3条に掲げる基本理念を逸脱した行動又は言動
- (6) その他公共性を著しく欠く活動

#### **（個人情報保護）**

第19条 まちづくりパートナーは、個人情報保護法及び札幌市個人情報保護条例を順守し、参加・協力の実施にあたり知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又はまちづくり活動への参加・協力以外の目的に利用してはならない。

#### **（報告）**

第20条 地域団体及び事業を所管する課の長は、まちづくりパートナーの参加・協力による事業の実施後とよひらまちづくりパートナー実施報告書（様式9）を区長に提出するものとする。

2 地域団体は、まちづくりパートナーによる参加・協力の内容を当該団体の総会、広報紙等で広く地域住民に知らせよう努めるものとする。

#### **（情報発信）**

第21条 区長は、少なくとも年1回まちづくりパートナーによる参加・協力の実績を広く区民に周知するものとする。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。